

平成 30 年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

1. 趣旨

社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

2. 平成 30 年介護報酬改定に係る改正等の内容

○ 改正等の内容は別紙のとおりとする。

※ 本パブリックコメントの対象については、別紙 1 のうち、厚生労働省告示において規定される事項に限ります。厚生労働省告示において規定される事項は、別紙中「省令改正」又は「通知改正」と記載されるもの以外です。

※ 「省令改正」と記載がある事項については、平成 29 年 12 月 1 日から同月 30 日までパブリックコメントを実施した上で、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 4 号)及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)として平成 30 年 1 月 18 日に公布済みですので、申し添えます。

○ 改正の対象となる告示の改正案等は参考資料のとおりとする。

3. 根拠法令

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 4 項、第 42 条の 2 第 2 項、第 46 条第 2 項、第 48 条第 2 項、第 53 条第 2 項及び第 54 条の 2 第 2 項、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)第 13 条第 3 項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 2 項、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)第 1 条による改正後の介護保険法第 48 条第 2 項等

4. 今後のスケジュール

告示日：平成 30 年 3 月中旬(予定)

適用期日：平成 30 年 4 月 1 日(一部は同年 10 月 1 日)